

報道発表資料

令和5年1月11日

泉佐野市教育委員会 教育総務課

電話 072-463-1212 (代表)

内線：2341

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行うことを決定したので公表する。

1 被処分者の所属	教育部 任期付教育職員 28歳
2 処分年月日	令和5年1月11日
3 根拠法令	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 泉佐野市職員基本条例第21条第1項
4 処分内容	懲戒処分・6か月間 停職
5 処分理由	令和4年12月28日、飲酒後、自家用車を運転し、酒気帯び運転にて警察に検挙された。 地方公務員法及び泉佐野市職員基本条例に基づき処分を行った。

(教育長コメント)

現在の社会の常識である酒酔い及び酒気帯び運転の禁止については再三指導を行っているが、酒気帯び運転は公務員として法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止に違反する行為で、市民の信頼を損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止に努め、職員の綱紀粛正の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。